

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 鄭 双 石

論 文 題 目 双方向市場における競争法の適用について

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 林 秀弥

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

名古屋大学大学院国際開発研究科教授 川島 富士雄

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

〔論文の要旨〕

1. 本論文は、双方向市場において関連市場をどのように画定するか、市場支配力及び競争効果をどのように判断するか、いわゆる双方向市場における競争法の適用問題を考察するものである。

双方向市場は二つの異なった顧客グループ及びプラットフォームにより構成されている。双方向市場の特徴は以下のように捉えることができる。①二つの異なった顧客グループの存在、②二つの異なった顧客グループの間に、ネットワーク効果が働き、プラットフォームがネットワーク外部性を内部化する役割を果たしている点、③各顧客グループに設定した価格は非対称的であり、一方の価格がコストを下回る場合もある点、④二つの顧客グループは取引上の依存性がある点である。双方向市場に関する経済学理論は、上記の特徴を備えるため、双方向市場が特別に取り扱われる必要があることを示している。しかしながら、競争法の局面では、決して経済学理論の研究成果をそのまま運用できるわけではない。経済学分野で生み出された研究成果を競争法の局面でどのように活用すべきかについて法学者の関心を呼んでいるところであるが、経済学及び法学上の広範な問題に関わる上、進展の早いデジタル分野の特徴、プラットフォームの特徴を正確に把握することが困難なことから、十分に研究が進んでいるとはいえない。一方、近年、日本だけでなく、米国、EU、中国では、双方向市場に関連する競争法違反事件が数多く現れている。これらの事件において、各国の競争当局及び裁判所の判断が適切であるのか、競争法がどのように適用されるべきなのかは、喫緊な課題となっている。

このような現状の下で、本論文は、双方向市場における競争法の適用に関連する理論を検討し、具体的に、双方向市場における競争法適用の必要性、競争法の画一的適用の困難性及び双方向市場における競争政策について考察している。また、分析の手法ないし視点に関し、本論文は、法律学の立場から経済学の研究が中心に行われている双方向市場の問題について検討している。特に、競争法が直面した双方向市場に関連する事案を素材とし、単方向市場を前提とした競争法をこれらの事案においてどのように適用したか、どのように適用すべきかについて検討を行っている。

2. 以下、本論文の各章の内容を要約する。

まず、第一章は序論であり、問題の所在を示した上で、著者の問題意識を明らかにしている。

従来存在している双方向市場は、近年社会的に大きな存在となっており、その重要度が高まっている。そして、双方向市場に関する競争法違反事件が多発している。ま

た、双方向市場に関する経済学研究は、双方向市場問題に対して新たに重視する必要があるとの姿勢を示している。これらのことから、従来から存在している双方向市場を問題として新たに提起して検討することが要請される。一方、双方向市場に関する研究は、双方向市場における顕著な特徴を解明する経済学の研究を中心として行われてきた。しかしながら、競争法の局面では、決して経済学理論の研究成果をそのまま運用できるわけではない。これまで蓄積した経済学の研究成果が競争法の局面でどのように用いられるか、などの難問について深く検討することは課題となる。そこで、本論文は単方向市場を前提にした競争法が双方向市場においてどのように適用されるべきかについて検討している。

第二章は、本論文の研究対象とする双方向市場の概念について考察を行っている。まず、欧米、日本、中国における双方向市場の概念に関する研究を考察する。先行研究から、双方向市場の3つの重要な特徴を抽出する。すなわちネットワーク効果、非対称性の価格構造、取引上の相互依存性である。本論文は、この3つの特徴を検討した上で、研究の対象とする双方向市場とは何かを明確にする。最後に、双方向市場とは何かをさらに解明するために、双方向市場の類型を紹介している。

第三章第一節は双方向市場における競争法規制の必要性について理論的な研究を行っている。双方向市場は二つの異なった顧客グループの外部性を内部化する側面があるため、社会厚生、消費者の余剰に寄与するところが大きい。このような双方向市場において、果たして独占弊害が生じるかを検討する必要があると思われる。そして、需要規模性及び供給規模性が働いている双方向性事業はその性質上当然に独占となる事業、つまり競争法の射程外となる事業であることを考察しなければならない。プラットフォームは市場の成熟期に入った後、独占が発生し、消費者の余剰が損なわれる可能性が高くなるため、競争上の規制が必要であることを確認している。また、双方向市場は供給規模経済性特徴を有するが、自然独占事業に属するものではなく、競争の導入が産業の発展に寄与する市場であり、競争法を適用する必要があると主張している。

第三章第二節は双方向市場における競争法上の規制の画一的適用の困難性について、競争法適用のアプローチに即し、関連市場画定問題、市場支配力の認定問題、競争効果の評価問題、をそれぞれ検討している。

第三章第二節第一項は、双方向市場の画定問題について論じている。

まず、双方向市場における無料市場が競争法上の関連市場を構成できることを説明している。

そして、双方向市場問題は国際的に共通する課題であり、各国での競争法適用先例や先行研究を比較検討することができるため、これまでの10件の事案において米国、

EU、日本、中国の競争当局、裁判所により画定された関連市場を整理し、理論的な先行研究も考察した上で、著者の提案を示している。すなわち、①双方向市場における競争法の適用において関連市場画定は必須の作業であり、プラットフォーム事業者による行為の競争効果が及ぶ場をあらかじめ特定しなければならないこと、及び、②双方向市場における二つの異なった顧客グループ間に相互依存性があれば、双方向市場全体を一つの関連市場として画定すべきである一方、双方向市場における二つの異なった顧客グループ間に相互依存性がない場合、関連市場を別々に画定することである。

①の理由として、複雑な双方向市場において、行為による排除効果、競争状況を実際に確認することは困難であり、市場画定を抜きにして双方向市場におけるプラットフォーム事業者の行為から生じる排除効果から着手すれば、一方市場の顧客グループが影響を受けるか、双方向の顧客グループが同時に影響を受けるか、またこれらの影響はそれぞれ独立したものか、相互に関連したものか、目に見えない形で判断するのは規制の不明確性・不透明性をもたらすため、関連市場は競争上の弊害を判断する前の段階で画定されるわけである。

また、②に関し、二つの顧客グループが相互に依存し合う場合、プラットフォームは商品またはサービスを別々に提供するのではなく、一括して提供せざるをえない。そして、このような場合に、競争は、別々の市場において行われるのではなく、この二つの市場を束ねたプラットフォーム間で行われる。競争が行われる市場が関連市場であることから、双方向市場全体を一つの市場として画定すべきであるとする。

さらに、本論文は双方向市場において、SSNIP テスト、ラーナー指数、臨界損失分析はいかに適用されるべきかについて検討している。

最後に、Google による DoubleClick 買収事例における欧州委員会の判断、Microsoft による Skype 買収における欧州委員会の判断などを検討することにより、双方向市場において、定性的な画定基準が如何に適用されてきたかを紹介・検討している。

第三章第二節第二項は、双方向市場における市場支配力の認定について研究を行っている。マルチホーミング、ネットワーク効果、イノベーション、双方向市場の一方の価格、市場シェアの諸要因と市場支配力の関係について、それぞれ検討する。双方向市場における市場支配力の認定はこれら要因に影響されることを確認している。双方向市場において、プラットフォーム事業者間はマルチホーミングの顧客の獲得をめぐる競争は緩まる一方、シングルホーミングの顧客の獲得をめぐる競争は激しくなる。しかし、プラットフォームがマルチホーミングサイドにおいて持っている競争上の優位はシングルホーミングサイドの激しい競争に費消されてしまう可能性がある。また、双方向市場において、ネットワーク効果が働くため、ティッピングが生じやすい。それゆえ、双方向市場は単方向市場に比べ、より参入障壁が高いという側面がある。一

方、イノベーションが活発であれば、市場支配力の存続は難しくなる。そして、双方向市場における一方市場の価格は市場支配力とは無関係である。最後に、一方市場が無料市場である場合、売上高データに基づく市場シェアの計算が容易ではなく、そしてマルチホーミングの顧客が多いため、市場シェアが重複に計算されるおそれがあるとする。

第三章第二節第三項は、双方向市場における行為の競争効果の認定について考察している。協調行為の競争効果の認定に関する問題と単独行為の競争効果の認定に関する問題を分けて議論する。単独行為の競争効果の認定に関し、具体的には、排他条件付取引、抱き合わせ、不当廉売、再販売価格の拘束という各行為類型を対象に、双方向市場を前提とした場合、これらの行為の競争促進効果及び競争阻害効果をそれぞれ研究している。双方向市場において、これらの行為は単方向市場にはみられない競争促進効果及び競争制限効果があることを確認している。要するに、これらの行為の競争効果について、双方向市場の特性を勘案しながら判断することは適当であると思われる。

第四章は、双方向市場に関する事例を分析している。アップル及び大手出版社による電子書籍販売に関する協定事件、テンセントによる市場支配的地位濫用事件、JASRACによる私的独占事件について、これまでの分析のアプローチと異なり、双方向市場の観点から新たに検討を行う。そして、これらの事件における裁判所や競争当局の判断の問題点を指摘している。

第五章は、双方向市場における競争政策を検討している。インターネットの普及、デジタル技術の急速な進化に伴い、いわゆる本格的なデジタル時代を迎えている。デジタル時代で、中核的な役割を果たすプラットフォームは次々に新たな事業を創出している。そして、デジタル産業を取り巻く競争環境が大きく変化している。このような状況を背景に、競争法の動きはプラットフォーム事業の発展に後れをとっているかについて疑問が持たれている。そこで本論文は、新たな市場変化について、競争法だけの対応で十分であるか、特別規制を課す必要があるか、競争政策の観点から検討している。すなわち本論文は、プラットフォーム間の互換性、プラットフォームのオープン性、プラットフォームの中立性の3つの論点について検討し、現段階において、プラットフォーム事業者に互換性、オープン性、中立性を強制的に義務づけることは適切ではないと主張している。

第六章は、本論文全体の総括を行っている。各章での検討作業の結果をまとめ、研究結論を要約している。その上で、今後の課題として、画定された関連市場の下、プラットフォーム事業者の市場支配力及びその行為による競争効果についての検討を挙げている。

〔本論文の評価〕

【研究テーマの設定】

従来存在している双方向市場は、近年社会的に大きな存在となっており、その重要度が高まっている。双方向市場に関する競争法違反事件が多発し、そして双方向市場に関する経済学研究は、双方向市場問題に対して新たに重視する必要があるとの姿勢を示しているため、従来から存在している双方向市場を問題として新たに提起して検討する必要がある。双方向市場に関する研究は、双方向市場における顕著な特徴を解明する経済学の研究を中心として行われてきた。しかしながら、競争法の局面では、決して経済理論の研究成果をそのまま運用できるわけではない。経済学で蓄積されてきた豊富な研究成果を踏まえつつ、双方向市場において、競争法がどのように適用されるべきかを具体的に示すことは重要であるが、難しい課題でもある。

本論文は、単方向市場を前提にした従来の競争法理論が、双方向市場においてどのように適用されるべきかについて、欧米のみならず、日中の事例を網羅的に取り上げて詳細に検討している点で、従来の経済法学界にはない新たな知見を提供している。この点で、博士（比較法学）の課程博士論文判定基準のうち、A項、すなわち、「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献しているということが出来る。

【研究の手法】

近年において注目度が増している双方向市場について、これまでは経済学的なアプローチを中心とした研究が多かったが、論文は法律学の立場から重要事例の検討分析を行っている。そして、経済学の研究方法、比較法研究、さらには詳細な事案分析を用い、これまでの先行研究を土台にし、双方向市場において、競争法がどのように適用されてきたかを検討しており、その意味で本論文は包括的な研究であり、かつバランスのとれたものと評価できる。

「だれがどこで競争を行っているか」という古典的な競争法上の問いは、市場環境の変化の激しい双方向市場において一層複雑化している。本研究の研究手法の特徴は、競争法が直面した過去の事案を素材として、新しい市場画定の手法の探求に果敢に取り組んでおり、高く評価できる。この点で、博士（比較法学）の課程博士論文判定基準のうち、E項、すなわち、従来の研究と比較して独自性が認められると評価できる。

【本論文の提案】

双方向市場における競争法の適用において関連市場画定は必須の作業である。関連市場をどのように特定するかについて、米国、EU、日本、中国それぞれの双方向市場に関連する競争法適用事例を検討している。この点で、博士（比較法学）の課程博士論文判定基準のうち、B項及びC項、すなわち、主として比較法学的手法によっているとともに、母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析しており、それを前提に議論を進めているということが出来る。そして、本論文では、これらの検討と先行研究の渉獵を踏まえて、以下の結論が得られたとしている。

第一に、双方向市場における二つの異なった顧客グループ間に相互依存性があれば、双方向市場全体を一つの関連市場として画定すべきであるとしている。その正当化根拠として、本論文は次の三点を挙げる。

①二つの顧客グループが相互に依存し合うため、プラットフォームは商品またはサービスを別々に提供するのではなく、一括して提供せざるをえない。②競争は、別々の市場において行われるのではなく、この二つの市場を束ねたプラットフォーム間で行われる。競争が行われる市場が関連市場であることから、双方向市場全体を一つの市場として画定すべきである。③当該プラットフォーム事業者は商品またはサービスの価格を引き上げる場合、この二つの顧客グループは同種の他のプラットフォーム事業者へ乗り換える。つまり、二つの異なった顧客グループ間に相互依存性があれば、需要の代替先は同一であり、供給代替先も同一である。

本論文におけるこの提案の利点は、競争は、別々の市場において行われるのではなく、この二つの市場を束ねたプラットフォーム間で行われるため、競合製品または競争者の識別が個々で重複的に行われる必要がなく、プラットフォームで連結するこの二つの市場全体を一つとして捉え、当該プラットフォーム業界の競争の実態をより良く「可視化」できる点である。また、プラットフォーム事業者の行為の関連市場における競争への影響を検討、評価するとき、この提案によれば、検討の透明性と評価の正確性が増すという利点もある。なんとなれば、この二つの異なった顧客グループ間に相互依存性があれば、プラットフォーム事業者が有する市場支配力は一体化している。プラットフォーム事業者の市場支配力は別々に判断する必要がなく、プラットフォーム事業者が一方の市場をコントロールできれば、もう一方の市場もコントロールできるはずだからである。二つの異なった顧客グループ間に相互依存性があれば、プラットフォーム事業者の行為による競争効果も一体化している。当該行為による排除効果はそれぞれ独立したものではなく、お互いに影響し合うものであるため、競争者が一方の市場において排除されると、もう一方市場において排除されるはずである。

このように、本論文は、博士（比較法学）の課程博士論文判定基準のうち、D項、

すなわち、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていると評価できる。

他方、本論文では、二つの異なった顧客グループ間に相互依存性がある場合、市場を別々で画定することの欠点についても自認している。まず、一方の市場のみを重視し、もう一方の市場を注意しなければ、断片的な判断になってしまうとする。そして、それぞれの市場における競争への影響を別々に考慮する場合、系統性のない軽率な判断になってしまう。さらに、それぞれの市場を別々に関連市場として画定する場合、なぜプラットフォーム事業者による一つの行為が「双方」の市場における競争へ影響を及ぼすのかという根本的な問題を、本論文では解決できていない。

第二に、双方向市場における二つの異なった顧客グループ間に相互依存性がない場合、関連市場を別々に画定すべきであるとしている。次の三点から、その結論は適切である。

第一に、この二つの顧客グループは一方向的に依存するだけであり、プラットフォーム事業者は商品またはサービスを一括で供給しているのではなく、別々に供給しているにすぎない。そもそも、事業者は一方の顧客グループのみに供給している場合もある。

第二に、そもそも競争は、別々の市場において行われ、競争が行われる場が関連市場であることからすると、それぞれの市場は別々に画定されるべきであろう。

第三に、当該プラットフォーム事業者が一方の市場に対して商品またはサービスの価格を引き上げる場合、この二つの顧客グループはまったく異なる事業者へ乗り換えるからである。

【改善が望まれる点】

しかし、本論文は、市場支配力の認定及び行為の競争効果の評価に関する経済学の研究成果を紹介、検討しているが、そこでの理論的成果を競争法の実務的局面でどのように適用すべきかについて、考察は不十分である。確かに、双方向市場に関する研究は専ら経済学の方からであり、競争法の観点からその適用に関する結論を下すことは難しいという側面はある。しかし、「双方向市場における競争法の適用について」というテーマを本研究が設定している以上、双方向市場における市場支配力の認定、及び行為の反競争効果の評価に関する経済学の研究成果を競争法分野へ取り入れる際には、潜在的問題点を提示した上で、各国の法制度の異同を勘案しつつ、現実にもどのように競争法事案へ適用すべきか、という点において、深く掘り下げた検討が行われるべきである。しかし、本論文では、このことは一定程度自認されており、これらの予想される批判に対する回答が全く用意されていないというわけではない。この

点で、博士（比較法学）の課程博士論文判定基準のうち、F 項の趣旨を没却するものではない。

【結論】

このように、本論文は、なお改善が望まれる点を有している。しかし、先に述べたように、本論文は、最近の競争法をめぐる重要課題につき、最新の動向を踏まえた包括的・総合的検討を行った研究として高く評価できる優れた業績であって、上述の瑕疵はその結論を揺るがすほどのものとはいえない。

したがって、以上の評価を踏まえ、審査委員は全員一致で、本論文が、本学国際法政コース博士課程後期課程における博士（比較法学）の課程博士論文判定基準のうち、A 項から F 項の全ての基準を充足し、博士（比較法学）の学位授与に必要なかつ十分な学術的水準に達しているものと判断した。